

高教組速報

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL (095) 827-5882

2022年度
第10号
2022年11月24日
文責 佐藤真一郎

会計年度任用職員交渉 11/18

高教組：会計年度任用職員（非常勤講師）の報酬対象業務を通知するように要求

県教委：報酬の対象業務に改定を加え、明確化した通知を发出

高教組は11月18日、今年度の会計年度任用職員の交渉の2回目の交渉を行いました。交渉には、高教組から鍛冶委員長 他執行部2人、現場から事務現業専門部の川場副部長（鶴南特支）が参加し、県教委は、高稲教職員課長、他6人が対応しました。県教委は、高教組との協議を踏まえ、改定した以下の文書を11/21付けで发出しました。

令和4年11月1日改定 高校教育課

会計年度任用職員（非常勤講師）の報酬の対象について

報酬の対象は限られています

会計年度任用職員の制度が3年前にスタートし、職種も多岐にわたることから、現場の声を集約することが困難になっています。その中で、各学校によって、非常勤講師の対応にバラツキがあることが判明し、**高教組は、県教委と交渉を行い、改めて通知を出すように求めました。**県教委は左記文書のように非常勤講師については、明確な業務範囲を示しました。

通知のように、非常勤講師にお金が支払われる業務は限られています。**高教組は、会計年度任用職員本人にはもちろん、現場の教職員にも周知するように求めています。**会計年度任用職員は明確な業務範囲が示されているので、**安易に報酬の対象とならない仕事を依頼しないようにすることが現場では大切です。**

1 基本的な考え方

対応できる時間数は、辞令に記載された時間数の範囲内とする。

$$\text{授業} + \begin{matrix} \text{問題作成} \\ \text{試験監督} \\ \text{及び} \\ \text{採点業務} \end{matrix} + \text{事前準備} + \text{報告業務} + \begin{matrix} \text{学校行事} \\ \text{及び} \\ \text{研修会} \end{matrix} \leq \text{辞令に記載された時間}$$

2 授業以外の具体的な対象

(1) 問題作成、試験監督及び採点業務

基本的に、授業実施時間外に実施される定期考査の問題作成、**試験監督及び採点業務に関わるものとする。**

なお、授業時間中に実施する実技試験等については、措置しない。
また、問題作成は、極力本務教員で行うものとする。

(2) 事前準備

理科の実験や家庭科の実習等が想定される。

措置が必要かどうかについては当該校で判断し、辞令に記載された時間数の範囲内で対応を行う。

(3) 報告業務

文部科学省等からの照会に対する教科指導等に係る報告のうち、当該講師としか対応できない内容への対応について、**措置が必要かどうかについては当該校で判断し、辞令に記載された時間数の範囲内で対応を行う。**

(4) 学校行事に係る業務及び校内研修への参加

学校行事（体育祭・文化祭等）に係る業務及び校内で実施する服務等に関する研修への参加について、辞令に記載された時間数の範囲内で対応を行う。

3 学校での対応

非常勤講師に対し、事前に1月単位等で授業等実施計画（上記2の内容を含む）を立てさせ、その内容を精査して支給対象となる勤務時間を決定する。

職員が一人でこぼす愚痴も、組合として集めれば立派な要求に変えることができます。
その要求を実現していくのが長崎高教組です。職場環境を良くするためにあなたも長崎高教組に加入しよう